

役員報酬等に関する規程

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人青垣園（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、退職金、慰労金、慶弔金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員をいう。

第2章 報酬等

(報 酬)

第 3 条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、役員等報酬表に定める基準額を理事会にて決定し、各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。

2 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり日当を支給する。

(1) 理事、監事

1日 4時間以内 15,000円

1日 4時間以上 20,000円

(2) 評議員

1日 4時間以内 15,000円

1日 4時間以上 20,000円

3 翌年度の報酬額は、年度末に開催される理事会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

4 理事において、施設、本部事務局の職兼務する者には、第1項及び第2項は適用しない。

(報酬の支払い方法)

第 4 条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

毎月10日に起算し、当月25日（当日が土・日曜日又は祝日の売位は

その前日)に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

2 報酬の支払い額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(交通費)

第 5 条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わったときの交通費は、実費にて次のとおり支払う。

(1) 第 3 条 1 項の役員等については、交通費届によって申し出された距離により次に掲げる額に出勤日に乗じた金額を金融機関の口座に振り込む方法に支払う。

距離 (片道)	1 出勤につき
1 ~ 10 km	300 円
11 ~ 20 km	600 円
21 ~ 30 km	900 円
31 ~ 40 km	1,200 円
41 ~ 50 km	1,500 円

(費用弁償)

第 6 条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わったときに支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

第 3 章 出張旅費

(出張旅費)

第 7 条 出張旅費は原則として交通費、宿泊代、日当とし、法人の旅費規程に基づき支給する。

2 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

3 参加費当の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費当は支給しない。

(出張旅費の清算)

第 8 条 出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

第4章 慶 弔

(受賞祝金)

第9条 役員等が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、奈良県知事の公勞表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章などを受けたときは、別表1に定める祝金を支給する。

(傷病見舞金)

第10条 役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表1に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第11条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表1に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第12条 役員等が死亡したときは、別表2の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第13条 役員等の親族等が死亡したときは、別表3に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

第5章 附 則

(改正)

第18条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人青垣園理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

この規程は平成29年 月 日より施行する。

役員等報酬表

・常勤

1号俸	月額 250,000 円
2号俸	月額 300,000 円
3号俸	月額 350,000 円
4号俸	月額 400,000 円
5号俸	月額 450,000 円
6号俸	月額 500,000 円

・非常勤

1号俸	月額 50,000 円	月 2 回
2号俸	月額 70,000 円	月 3 回
3号俸	月額 100,000 円	週 1 回
4号俸	月額 150,000 円	週 2 回
5号俸	月額 200,000 円	週 3 回

別表 1 祝金及び見舞金

区 分	支給基準額	備考
受賞祝金	ア. 奈良県知事、厚生労働大臣 表彰受賞のとき 20,000 円 イ. 国の褒章制度による 褒章受章のとき 30,000 円 ウ. 理事長が指定した褒章 10,000 円以上 30,000 円以内	
傷病見舞金	ア. 私傷病見舞金 10,000 円 イ. 業務上の傷病による見舞金 (通勤災害を含む) 30,000 円	
災害見舞金	災害の程度により 10,000 円以上 50,000 円以内	

別表 2 弔慰金

対象者	支給基準額	備 考
理事長	50,000 円	弔電 ・ 生花
その他の役員	30,000 円	

別表 3 香華料

対象者	支給基準額	備 考
配偶者	20,000 円	弔電 ・ 生花
父母	10,000 円	
配偶者の父母、義父母	10,000 円	
子	20,000 円	